

欧州連合司法裁判所，複数者が複数加盟国で関与する単一の違法行為を
めぐる共同体商標の侵害に関連する国際裁判管轄について判示

2014年6月16日
JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州連合司法裁判所（CJEU）は、6月5日、複数者が複数の加盟国で関与する単一の違法行為をめぐる共同体商標の侵害に関連する国際裁判管轄について、1993年12月20日理事会規則（EC）No.40/94（2009年改正前の共同体商標規則。以下単に「共同体商標規則」という。）並びに民事及び商事事件における裁判管轄及び裁判の執行に関する2000年12月22日理事会規則（EC）No.44/2001（ブリュッセル I 規則）の解釈を示す予備的判決を下した。同判決において CJEU は、加盟国（A）で模倣品の販売又は配達が行われ、その購入者が加盟国（B）で転売した場合に、模倣品の当初の販売を行った加盟国（A）を拠点とする者に対して提起された訴訟事件について、共同体商標規則上は、転売が行われた加盟国（B）の裁判所は裁判管轄を有しないとする一方、ブリュッセル I 規則上の「損害の発生した地」であることを根拠に、加盟国（B）の裁判所は、同国の国内法である不正競争防止法に基づく損害をもたらしたとされる加盟国（A）での模倣品の当初の販売に関し、加盟国（A）を拠点とする者に対して提起された訴訟事件について裁判管轄を有する旨を判示した。

【背景】

本件は、Coty Germany GmbH（Coty）が香水の容器に関して登録された同社の立体共同体商標に関し、その模倣品を、ベルギーを拠点とする First Note Perfumes NV（First Note）がベルギーにて、ドイツで商活動を営む訴外 Stefan P. Warenhandel（Stefan P）に販売し、Stefan P がドイツにおいて当該模倣品を転売したところ、Coty が First Note に対して、同社が模倣品を流通させたことは商標権侵害並びに違法な比較広告及び不正模倣を構成するとしてドイツの裁判所に訴訟を提起したことに端を発する。

本訴訟事件に関し、ドイツの第一審・第二審裁判所はいずれも、ドイツの裁判所はベルギーを拠点とする国際裁判管轄を持たないとして当該訴訟提起を却下したところ、Coty はドイツ連邦通常裁判所に上訴¹。共同体商標規則とドイツ不正競争防止法に基づき First Note の行為が違法である旨主張する Coty の主張に関し、同裁判所は本訴訟事件の процедуру中止し、ベルギーを拠点とする First Note に対して提起された本訴訟事件に関しドイツの裁判所が裁判管轄を有する否かを明確化すべく、CJEU に対し質問を付託し予備的判決を求めている。

【CJEU による判示事項の概要】

ドイツ連邦通常裁判所の質問付託に対し、CJEU による判示事項の概要は以下のとおり。共同体商標規則について CJEU は、共同体商標の侵害に係る国際裁判管轄について規定す

¹ 最終上訴審であり、一般的には、「ドイツ連邦最高裁判所」と呼ばれることもある。

る同規則第 93 条(5)は「侵害行為が行われている又はそのおそれがある加盟国の裁判所」が裁判管轄を有する旨を明定しており、同規則第 90 条(2)及び第 92 条がブリュッセル I 規則第 5 条(3)の共同体商標侵害事件に関する適用を明示的に除外していることに加え、共同体商標規則第 94 条(2)は、同第 93 条(5)に基づく裁判管轄を有する共同体商標裁判所は「その裁判所が所在する加盟国の領域内で行われた又は行われるおそれのある行為についてのみ裁判管轄を有する」として、共同体商標裁判所の裁判管轄の範囲を限定している旨を説示。したがって、同規則第 93 条(5)に基づく国際裁判管轄は、被疑侵害行為が効果を発生した加盟国ではなく、被疑侵害を生じる行為が発生した又は発生するおそれのある加盟国の共同体商標裁判所にのみ生じ得るものと判示した。

他方で、ブリュッセル I 規則については、共同体商標規則第 14 条(2)が、特に民事責任及び不正競争に関し、加盟国の国内法に基づき共同体商標について訴訟を提起できる旨を規定しており、**First Note** が共同体商標により保護される標識の違法な比較広告や不正な模倣を行った旨 **Coty** が主張する本訴訟事件については、共同体商標規則の規定は及ばないものの、ブリュッセル I 規則によってその裁判管轄が判断されることとなると **CJEU** は説示。そして、同規則は、「被告の居住する加盟国の裁判所が裁判管轄を有する」との基本原則（同規則第 2 条(1)）に加えて、特別管轄を定める同第 5 条(3)が「不法行為又は準不法行為事件においては、損害をもたらす事実が発生したか、発生するおそれがある地の裁判所」が裁判管轄を有する旨を規定しているところ、同規定の表現は、損害が発生した地と、損害を生じる出来事が起こった地の両方を包含することを意図したものであると指摘。

そして、「損害の原因となった出来事が起こった地」の観点で見た場合、**First Note** の行為はベルギーのみでなされたことからその地はベルギーとなり、本訴訟事件はドイツの裁判所の管轄外となる旨判示した。他方で、本訴訟事件のような状況において、主張された損害に係る複数の被疑加害者がそれぞれ異なる加盟国にて行為をなした場合には、ブリュッセル I 規則第 5 条(3)の規定に基づき、当該裁判所の存在する加盟国が「損害が発生した地」であることを根拠として、他の加盟国に拠点を有する被疑加害者のうちの一人（本訴訟事件の場合はベルギーの **First Note**）に対してドイツの不正競争防止法に基づく損害を求める訴訟に関し、損害が発生した旨原告が主張する加盟国（本訴訟事件の場合はドイツ）の裁判所が裁判管轄を有する旨を **CJEU** は判示。その上で、ベルギーにて発生した **Stefan P** への香水の販売の程度がドイツ不正競争防止法に違反し得るのか、そして、その違反によって当該裁判所の管轄内において損害が発生し得るのかについては、ドイツ裁判所が判断することになると説示した。

— **CJEU** の判決文は、以下参照 —

[JUDGMENT OF THE COURT \(Fourth Chamber\) 5 June 2014 In Case C-360/12, REQUEST for a preliminary ruling under Article 267 TFEU from the Bundesgerichtshof \(Germany\)](#)

(以上)